

償却資産（固定資産税）申告の手引き

償却資産の所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の状況（資産の種類、数量、取得年月、取得価額、耐用年数等）を、当該償却資産所在地の市町村長に申告するよう地方税法第383条で定められています。

粕屋町では、町内事業所における償却資産の所有状況について把握するため、償却資産の所有の有無にかかわらず、申告書の提出をお願いしておりますのでご協力をお願い致します。

申告書の提出先及び問合せ先

〒811-2392

福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場総務部税務課固定資産税係

電話 092(938)2311 内線 422・423

ご注意ください！！

正当な理由がなく申告されなかった場合、又は虚偽の申告をされた場合には、罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴させていただく場合があります。



粕 屋 町

目 次

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは	1
(2) 償却資産の種類と具体例	1
(3) 家屋と償却資産の区分	1
・家屋と設備等の所有者が同じ場合	1
・家屋と設備等の所有者が異なる場合	1
・申告の対象となる主な償却資産（業種別）	2
・家屋と償却資産の区分表	3
・申告から課税までの流れ	4
① 申告書の提出	4
② 価格等の決定及び課税台帳への登録	4
③ 課税標準	4
④ 課税台帳に登録した旨の公示	4
⑤ 課税台帳の閲覧	4
⑥ 審査の申出	4
⑦ 納税通知書交付	4
⑧ 納期	4

II 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方	5
(2) 申告書等の提出先	5
(3) 申告書等の提出期限	5
(4) 申告の対象となる資産	5
(5) 申告の対象とならない資産	5~6
(6) 賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産	6

III 申告の方法について

(1) 申告書等の提出方法	7
(2) 申告方式	7
(3) 申告書等の作成方法	7
(4) 実地調査のお願い	7

お知らせください

・異動が生じた場合又は納付書の納付先が異なる場合	8
--------------------------	---

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が小額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含まれます。)をいいます(地方税法第341条第4号〈固定資産税に関する用語の意義〉)。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用するだけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

(2) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	舗装路面、庭園、門、塀、緑化施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装、内部造作等(本ページ「(3)家屋と償却資産の区分」をご参照ください。)
2 機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備(ターンテーブルを含みます。)等
3 船舶		ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車(自動車税、軽自動車税の課税客体以外のもの)、構内運搬車、貨車、客車等
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備(家屋と一体となって家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

○家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、「家屋と償却資産の区分表」を参考にして下さい。

○家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が施工した内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取扱います。

申告の対象となる主な償却資産(業種別)

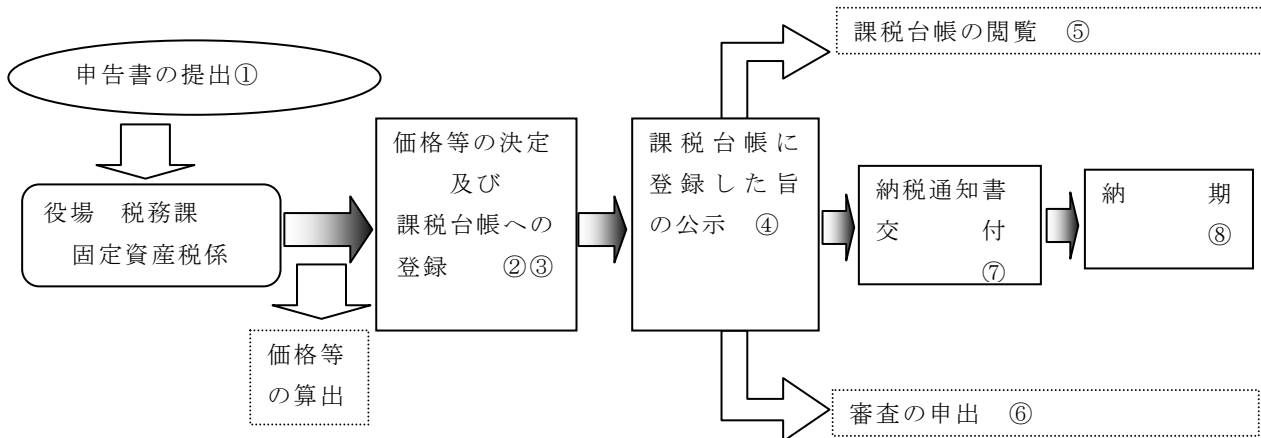
業 種	資 産 の 名 称
共 通 (各業種に共通します)	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、その他
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、舗装路面工事、その他
駐 車 場 業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面、その他
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、大型特殊自動車、その他
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、その他
料理飲食店業	テーブル、イス、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)、その他
理容・美容業	理容・美容イス、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
諸芸師匠業 貸衣装業	楽器、花器、茶器、衣装、その他

※上の表は、償却資産の対象となる**主な**資産の例示です。

～ 家屋と償却資産の区分表 ～

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等	工事一式	○			◎	
電気設備	受・変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯照明設備	屋外照明設備			◎		◎
		屋内証明設備		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	インターホン設備	インターホン機器			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	ITV設備	受像機(テレビ)、カメラ			◎		◎
上記以外の設備			○			◎	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置、器具類			◎		◎	
	上記以外の設備		○			◎	
火災報知機設備	設備一式		○			◎	
給排水設備		屋外設備、引込工事		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
給湯設備		局所式給湯設備(湯沸器等)		◎		◎	
		中央式給湯設備 (ユニットバス用、床暖房用、洗面所用 等)	○			◎	
ガス設備		屋外設備、引込工事特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
衛生設備		設備一式	○			◎	
換気設備		設備一式	○			◎	
避雷設備		設備一式	○			◎	
空調設備		ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
消火設備		消火器、非難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎	
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎	
運搬設備		工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、ダムウエーター等	○			◎	
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備、(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、株価表示板、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎	
外構工事		工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

・申告から課税までのながれ



① 申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産を、その年の1月31日まで（**本年は31日が日曜日のため2月1日**）に、粕屋町役場 総務部税務課 固定資産税係に申告していただきます。

② 価格等の決定及び課税台帳への登録

償却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、償却資産課税台帳に登録されます。

③ 課税標準

課税標準は、賦課期日（1月1日）現在の償却資産の価格（評価額等）で償却資産課税台帳に登録されたものです。

④ 課税台帳に登録した旨の公示

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を粕屋町長が公示します。

⑤ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、役場 税務課において所有者、納税管理人及び代理人等、固定資産税の課税に直接関係を有する方へ閲覧に供しています。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能となります。

⑥ 審査の申出

償却資産課税台帳に登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、文書をもって粕屋町固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

また、この審査の申出に対する決定を経た場合において、なお不服のあるときは、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

⑦ 納税通知書交付

下の算式により税額を算出し、納税通知書を交付します。

【税額(100円未満切捨) = 課税標準額(1,000円未満切捨) × 税率[100分の1.4]】

なお、評価計算の結果、課税標準額の合計額が150万円（免税点）未満の場合には課税されませんが申告は必要です。

⑧ 納期

通常4回の納期（5月、7月、11月、翌年の2月）に分けて納めていただくことができます。具体的な納期は、固定資産税納税通知書等でお知らせします。

II 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

平成28年1月1日現在償却資産を所有されている方です。なお、次の方々も申告が必要になります。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 割賦販売の場合等、所有権が売り主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ウ 償却資産の所有者がわからない場合は使用されている方
- エ 償却資産を共有されている方※

※ 各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名で申告していただくことになります。

(例：粕屋太郎 他2名)

(2) 申告書等の提出先

粕屋町役場 総務部税務課 固定資産税係までご提出ください。

(3) 申告書等の提出期限

平成28年2月1日(月)です。

お早めにご提出くださいますよう、ご協力をお願いします。

(4) 申告の対象となる資産

平成28年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産で、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ウ 遊休又は未稼働の資産
- エ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取扱います。）
- オ 福利厚生のに供するもの
- カ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの（※1）
- キ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(例) 中小企業者等の小額資産の損金算入の特例を適用した資産（※2）

注：（※1）及び（※2）については、次ページ<参考>をご参照ください。

(5) 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産（例：特許権、実用新案権等）

ウ 繰延資産

- エ ・耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）（※3）
- ・取得価額20万円未満の償却資産を3年間で一括償却を選択したもの（※4）
- ・法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得額20万円未満のもの（平成20年4月1日以後締結分）

注：（※3）及び（※4）については、本ページ<参考>をご参照ください。

（6）賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

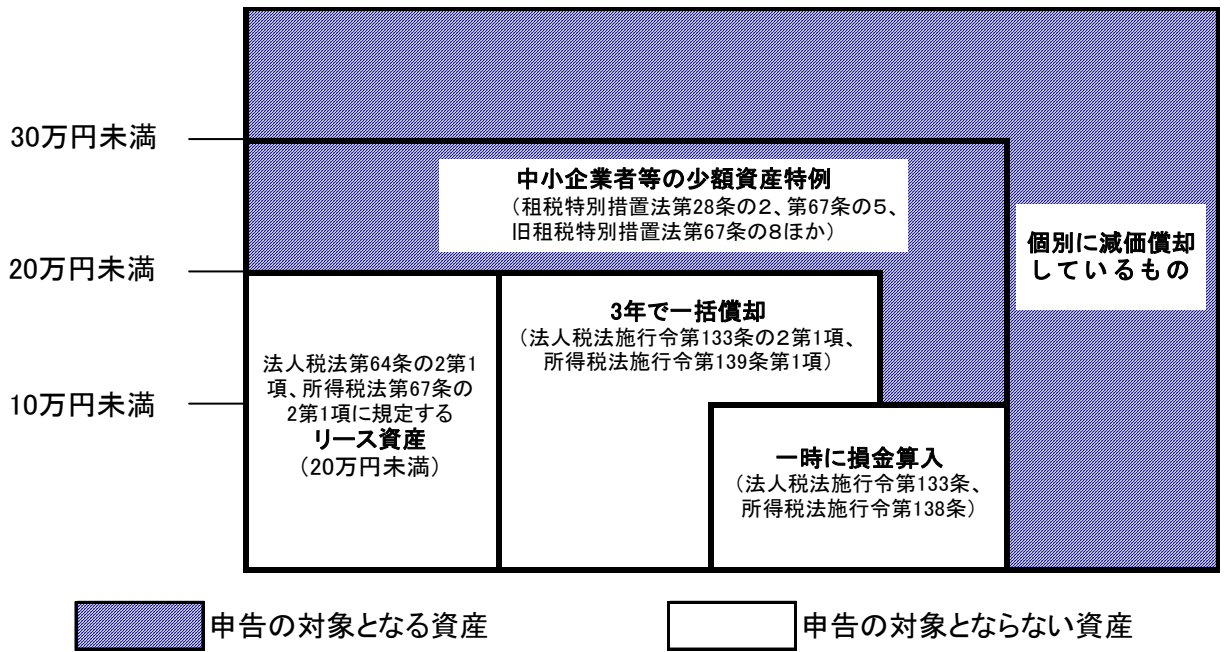
賃借人（テナント）等が取り付けた内装、造作、建築設備等の事業用資産については、賃借人（テナント）等が償却資産として申告することになります。

<参考>

償却方法と取得価額による申告対象の一覧

固定資産税（償却資産）において申告の対象から除外する、いわゆる「小額資産」については、地方税法の規定により、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満のうち3年で一括償却したもの及び法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得額20万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。（下図をご参照ください）



Ⅲ 申告の方法について

(1) 申告書等の提出方法

ア 書類による場合

「償却資産申告書」、「種類別明細書」等の所定の書類を、申告先の粕屋町役場総務部税務課に提出する方法です。窓口及び郵送での申告となります。

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の方は、必ず返信用封筒に切手を貼って同封くださるようお願いいたします。

イ 電子申告による場合

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。

※電子申告を行う場合は、予め利用届出等が必要です。eLTAXのホームページを参照ください。

(2) 申告方式

ア 一般方式

前年度中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。前年度中に資産の増減がない場合でも、申告書等の提出が必要です。

評価額等の計算は、粕屋町役場 総務部税務課で行います。

イ 企業電算処理方式

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、評価額等を計算したうえで申告していただく方式です。

(3) 申告書等の作成方法

申告書等の具体的な作成方法については、別冊「財団法人地方財務協会“固定資産税（償却資産）申告の手引”」をご覧ください。

一般方式	一品分:今回初めて申告される型	平成28年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	・償却資産申告書（白黒） ・種類別明細書（増加資産・全資産用）（青色） ・手引き ・案内文
	一品分:上記以外の方	平成27年1月2日から平成28年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	・償却資産申告書（白黒） ・種類別明細書（白黒）（増加資産・全資産用）（青色） ・種類別明細書（減少資産用）（赤色） ・手引き ・案内文
企業電算処理方式	企業電算処理分	平成28年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	・償却資産申告書（白黒）又は独自の申告書様式 ・案内文

(4) 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第408条に基づいて実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。また、実地調査等に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめご承知おきください。

償却資産申告者 各 位

粕屋町総務部 税務課固定資産税

お知らせください。

日頃より粕屋町の税務行政に対しまして、ご協力とご理解を賜り誠に有難うございます。
さて、地方税法第 383 条の規定により、平成 28 年 1 月 1 日現在の償却資産を同年 1 月 31 日までに申告して下さるよう、別途案内のとおりお願いしているところですが、当該申告書を前年に送付するため平成 28 年 1 月 1 日現在で廃止等となった事業所等、または納付書の送付先が所有者住所と異なる事業所等を十分に把握できないのが実状でございます。

よって、申告書の内容が平成 28 年 1 月 1 日現在で異動等が生じる場合又は生じた場合若しくは納付書の送付先が異なる場合等ございましたら、この頁をコピーされ、下記の送信票により変更事項を記載され FAX して頂くか、申告書と同封して頂きます様、併せてお願い申し上げます。

送 信 票	
粕屋町役場 総務部税務課 固定資産税係 あて FAX 番号 <u>092-938-3150</u>	
年 月 日	
送信者 ※所有者コード 住所 代表者 連絡先	
異動等があった場合（詳細に）	納付書の送付先（連絡先を含む）
受付印	※処理欄